

長崎県ケアラー支援条例

地域社会全体で
ケアラーを支える必要があります。

■基本理念(第3条)

1. ケアラー支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営み、その生活の継続性が損なわれることがないように行われなければならない。
2. ケアラー支援は、県、県民等、市町、事業者、関係機関、民間支援団体等の多様な主体が、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行われなければならない。
3. ヤングケアラーに対する支援は、ヤングケアラーとしての時期が特に社会において自立的に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養う重要な時期であることに鑑み、適切な教育の機会を確保し、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように行われなければならない。

長崎県はケアラーが安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目指します。

ケアラー支援に関する取組や詳細は、こちらをご覧ください。



相談先の一覧は、裏面へ▶

ひとりで悩んでいたら、
お話を聞かせてください。

ケアラー支援に関する主な相談先

【高齢者のお世話に関する相談先】

お住まいの地域を担当する
各市町の地域包括支援センター

【障害者のお世話に関する相談先】

お住まいの地域を担当する
市福祉事務所、町役場、県の福祉事務所

【ヤングケアラーに関する相談先】

県内市町の児童相談窓口、
県のこども・女性・障害者相談支援センター

【生活のお困りごとに関する相談先】

お住まいの地域の
生活困窮者自立相談支援機関

詳しくはこちらの
QRコードから



悩みや不安な気持ちがあったら、
ひとりで抱え込まず、
相談することが大切です。

ケアラー

支えているひとも、
安心できる人生を。



令和5年4月に

「長崎県ケアラー支援条例」を

施行しました。

すべての人に、
安心して人生を
送ってほしいから。

みんなでケアラーを 支える社会を目指して

ケアラーと呼ばれる人たちの中には、
疲れが取れない、自分の自由な時間が取れない、
相談したいのに相談しづらいなど、
悩みを抱えている方がいます。
支えているひと(ケアラー)について、
私たちが理解を深める必要があります。



ケアラーを、知ってください。気づいてください。

ケアラーとは

家族の介護や、日常生活上のお世話などを無償でしている方のことです。

※本来大人が担うと想定されている家事などを日常的に行っていることもをヤングケアラーといいます。



障害のあるこどもの子育て・障害のある人の介護をしている



健康不安を抱えながら高齢者が高齢者をケアしている



仕事と病気の子どもの看病でほかに何もできない



仕事の傍ら、こどもにお世話を任せている。



遠くに住む高齢の親が心配で頻繁に通っている



目を離せない家族の見守りなどのケアをしている



アルコール・薬物依存やひきこもりなどの家族をケアしている



障害や病気の家族の世話や介護をいつも気にかけている

ケアラーが直面する問題

普段の仕事(学業)や家事そして、趣味やコミュニケーションも思うように行かなくなり、
いろんなところに影響や不安が生まれてしまう可能性があります。

健康面への影響

疲れが取れない、
睡眠不足、気分が
沈みがちになるなど、
健康面へ影響することが
あります。



仕事や学業への影響

お世話と仕事の両立が
できなくなり、退職される方が
います。こどもの場合は、
学業に影響することが
あります。



自分の自由な時間への影響

お世話を優先することで、満身に
自分の自由な時間が取れなくなる
ことがあります。

